平成２３年（フ）第３７７号
群馬県高崎市八千代町３丁目14番20号　木村ハイツＢ103号
債務者　相澤　範明
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３７８号
群馬県高崎市八千代町１丁目20番１号　エトスエイトＢ102号
債務者　橋本　賢司
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８１号
群馬県安中市松井田町松井田773番地５
債務者　後藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８２号
群馬県高崎市貝沢町３番地２　マンションサニーパーク205号
債務者　角田　理恵
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８５号
群馬県藤岡市本郷903番地１　県住Ｈ棟162号
債務者　田端　勝秋
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４７５号
さいたま市緑区大字中尾1583番地２　フォレストコート中尾台Ａ―103、旧住所さいたま市中央区八王子２丁目16番19号
債務者　佐藤　文惠
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７６号
さいたま市緑区大字中尾1583番地２　フォレストコート中尾台Ａ―103、旧住所さいたま市中央区八王子２丁目16番19号
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９０号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目１番51号、住民票上の住所埼玉県朝霞市栄町５丁目７番９号　久保田方
債務者　細谷　淳子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３５号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1807番地５　クローバー　ウィル101号、前住所埼玉県川越市大字的場598番地26
債務者　阪口　修一
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７４１号
埼玉県飯能市大字川寺184番地１　グローリア初穂飯能110
債務者　川添　哲郎
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７６２号
埼玉県川越市今成２丁目４番地11　ヴァンヴェールＢ棟202号室
債務者　成田　優子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７７０号
埼玉県日高市大字女影197番地４
債務者　宇敷かよ子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７９７号
埼玉県川越市大字小ケ谷219番地１　ビヨンド21β202号室
債務者　鈴木　義幸
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８００号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目11番地16　レピュート霞203号室、前住所埼玉県川越市大字上寺山188番地１　サンモールＡ201号室
債務者　久保田麻理子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０３号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘３丁目２番５号
債務者　城元　健太
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９６号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町325番地３
債務者　渋澤　敦子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８８号
千葉県長生郡長柄町立鳥879番地、住民票上の住所千葉県長生郡長柄町金谷590番地
債務者　高橋　美夫
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係